

「言語責任」という考え方

— 時枝誠記の国語政策をめぐる —

中 島 和 男

1. 緒 言

2010年は日韓併合100年である。1910年8月22日、大日本帝国は「韓国併合ニ関スル条約」に基づき大韓帝国を併合した。これにより、大韓帝国は消滅、以後1945年に大日本帝国がポツダム宣言を受諾し、正式の敗戦を迎えるまでの35年間植民地として朝鮮半島では数多くの植民地政策が実行された。近代史の一コマとしてこのテーマについて多くの研究がおこなわれている一方、100年を経た今日でもそれらがどのような政策であり、現地の人々にどんな影響を与えたかについていまだ説明されていない部分も少なくない。当地での言語政策についても然り、である。朝鮮半島の人々に「皇民化政策」の名の下で「国語」を強要し、朝鮮語を禁止またはその使用に制限を設け国語の普及を目指したことは知られているものの、国語学者はもとより日本側から今日に至るまでその総括も反省もないまま時が経ち、その実態は解明されたというにはほど遠い状態である。イ・ヨンスクの『「国語」という思想 近代日本の言語意識』¹⁾はこの問題に対して体系的にメスを入れたという意味において画期的な著作である。またそれに続く日本人の研究書として『植民地のなかの「国語学」』²⁾をはじめ『帝国日本の言語編制』³⁾などの安田敏郎の著作も挙げなければならない。

1) 岩波書店 1996年。

2) 三元社 1997年。

3) 世織書房 1997年。

本稿はこの領土拡張あるいは植民地経営という事象を当時それにかかわった人物に対して糾弾を目的として加害国対被害国という対立関係の枠組みで捉えるのではなく、また単に年代記として歴史上の事象として即物的に記述するのではなく、ここでは可能な限り事実関係に即し「皇民化」の掛け声の下、領土拡張政策の中の基本でもあった「国語政策」を取り上げ、一連の資料に基いてそれがどのような思想のもとでいかなる政策が実施されたのかについて可能な限り具体的に記述する。

国語学者の上田万年（1867-1937年）以来声高に産声を上げた「国語」であるが、日本が朝鮮半島に侵攻して以来植民地を経営することとなった1910年以降の当地での国語政策起草の中心人物時枝誠記が提唱した言語政策の基本を記述する。東京帝国大学を卒業した後、当時の京城帝国大学国語国文学科に赴任した国語学者時枝誠記により展開を見た「国語」という国家的粉飾を蒙った言語政策が国内を越えて植民地にまで及んだ過程を朝鮮半島に限定して論述することを試みる。そして今日という時代から振り返って、当時の日本側の政策をどのように認識すべきか、について私案ながらも提案を試みる。

明治以来の近代国家建設は言語に対しても同じく近代化という名に相応しい整備を要求した。当時の日本語は書き言葉として漢文訓読体に支配されており、その読み書きが自在にこなせるのは言語エリートだけであった。彼らが駆使していたこの漢文訓読体はいわばステイタスシンボルとして機能しそれが特権階級の独占物であり続ける限り、民衆の話し言葉との間にはだかつていた溝を越えることは不可能であった。この口語との間のいわば言語的分裂状態を解消するのに提唱されたのが「言文一致」の理念であった。近代国家建設に際し方言格差を超えた超地域的統一語を創設するためには文語体と口語体の「止揚」が急務の要請である一方、国民国家の左証としての「国語」という名の統一的言語像の創出がもう一つの国家的課題として浮上してきたのである。かかる状況下でここに加味されたのが政治的な近代国家意識に支えられた「国語」の統一的言語像であり、それはまた「日本精神」、「大和魂」のような言語外の概念とも緊密に連携し、後に植民地を形成する際に国土拡張の思想的原理の主役となっ

た「国体」イデオロギーの中心的役割を担うこととなったのである。ここにおいて日本語は明治という時代の要請によりそれまで存在もせずまた一部知識人以外からは意識もされなかった「統一的言語像」を早急に形成させるべく学問的裏付けを得た上でまずは空洞の器を作り上げ、しかるべき後に中身を整備する、というプロセスを歩むこととなる。しかも、上に述べたように頭に「国」という意味を込めた冠詞をつけて、である。それはフランス語の“langue nationale”とは逆の形成の仕方である。すなわち「国語」という言葉がいわば空の器として誕生し、それが本来先行して備わるべき中身よりも先に形成されたのもこの過程がいかにも急であったかを物語る。したがって概念というよりも（実現がかなり困難な）理念と言った方が近いかもしれない「国語」の形成、そしてその概念（理念）は明治以降時間と共に徐々に形成されていったとはいえ、「上からの改革」の典型である。

この国語という概念に国家的意味を付与した最初の学問的業績はドイツを中心に欧州留学を果たした上田万年によって公表される。弟子の保科孝一（1872-1955年）により上田の国語観が忠実に受け継がれた過程は既に言及した⁴⁾。ただし、近代国家の要とも言える国家語形成の理念は国語学者によりさまざままで、以下に述べる時枝誠記のそれも西洋言語学の方法論を日本語にまで持ち込んだ上田万年とその弟子の保科孝一の国語観とは相容れない。しかしながら言語構造内在的に帰納的に記述するという純粹であったはずの言語理論もナショナリズムという大波の中に呑み込まれるという意味では両者とも相似した軌跡を辿る点に過去の国語学という学問の閉鎖性を認識せざるを得ない。

2. 国語政策の理念

本稿の主題である時枝誠記の国語政策を論じる前提としてまず日韓併合の1910年以降の朝鮮半島における日本語教育に関係する主な出来事を点描する。

4) 拙稿：『「国語」と「国家」——近代日本の言語政策——』東アジア日本語教育・日本文化研究第11輯（平成20年3月）281-298ページ。

- 1910(明治43)年 日韓併合と同時に朝鮮総督府が設置される。また、皇民化の名のもとに「国語」教育も開始される。
- 1911(明治44)年 朝鮮教育令発令。「朝鮮語及漢文」=漢文解釈の補助手段としてのみ朝鮮語を教授。それ以外は日本語による教育を施す。
- 1915(大正4)年 私立学校規則制定。
- 1918(大正7)年 書堂規則制定(改良書堂)。
- 1919(大正9)年 三・一独立運動起こる。朝鮮人公学校とを区別する。
- 1926(大正15)年 京城帝国大学開設。
- 1937(昭和12)年 日本語の使用を学校以外の場においても強制する。
- 1938(昭和13)年 各地で国語講習会を開設する。
- 1939(昭和14)年 強制連行開始。

2.1. 朝鮮総督府と京城帝国大学

朝鮮総督府の官制が敷かれたのは1910年10月であった。この半島全体を管理下に置く朝鮮総督は立法、行政、司法の三面にわたり権力を把握し、軍の統率権を所有した。また、総督は陸軍大将に限られ、必要に応じて朝鮮駐屯軍を満州、北清(華北)、沿海州まで派遣する権限を持っていた(この派遣はその方面に集中していた朝鮮の独立運動家たちを征伐、弾圧することにその目的があった)。朝鮮半島では警務総監が大きな権限を持ち、農事の改良、法令の普及、また、国語政策に関しても督励を行い、ことに学校行政を担当する学務課と朝鮮人児童を教育するための教科書の編さん、及び検定をする編輯課の役割が重要であった。

日韓併合の年の明治43(1910)年に記された総督府内の秘密文書の「教科意見書」⁵⁾にはこの日韓併合に関して次のような記述がある。

(ドイツによるエルザス・ロートリンゲン占有、またポーランド分割と比べ

5) 『日本植民地教育資料集成(朝鮮篇)』龍溪書舎、第69巻1991年。

て)「我朝鮮併合ハ之ニ比シテ更ニ大ナル事業」であり、「歴史上未曾有ト称スルモ決シテ誇張ニアラズ」⁶⁾とその事業の意義を述べている。さらに、この事業計画の困難さについての記述があることも見逃せない⁷⁾。朝鮮民族に対する同化が困難を極めるのであるならば、との前提で次善の策としてそれを「順良化ト称シ」⁸⁾、「大ニ日本語ヲ普及セシムル」ことを掲げている⁹⁾。

一方京城帝国大学は帝国大学令により設立された外地最初の大学であり、開学は1926年5月1日であった。植民地という性格上、この大学は日本に対して寄与すべき点があったのであり、決して外地朝鮮および朝鮮人のための教育機関にはなりえなかったのは当然である。また、一枚岩とは言わないまでもこの帝大が総督府と相当密な関係にあったことも想像に難くない。事実、文部大臣の職務を朝鮮総督府が行う、との記述からもこれが確認できる。また学生、教職員も圧倒的に日本人であり名実ともに植民地の大学であった¹⁰⁾。とはいえ、朝鮮語朝鮮文学専攻生は例外的に圧倒的に朝鮮人学生であった¹¹⁾。

2.2. 時枝誠記

日本の朝鮮半島進駐と密接に関連する当地の国語政策の施行に関して国語学者時枝誠記は植民地における言語政策思想の基本を提示した一人として重要な位置を占める。時枝誠記は東京神田に生まれた(1900-1967年)。暁星中学校、第六高等学校(現岡山大学)を経て、1925年に東京帝国大学文学部国文科を卒業する。その後の職歴として、1925年旧制第二東京市立中学校(現東京都立上野高等学校)教諭を経た後、1927年には京城帝大法文学部文学科、国語国文学第二講座へ助教授として赴任した。1933年に同大教授となり、1943年には帰国の途につき東京帝国大学文学部国語学国文学第一講座教授として着任した。戦

6) 同 14 ページ。

7) 「朝鮮民族ハ我皇室ニ対シテカカル特殊ノ關係ナキヲ以テ彼等ヲシテ此美妙ナル忠義心ヲ体得セシムルコトハ全く不可能ナルベシ」同 16-17 ページ。

8) 同 22-23 ページ。

9) 同 24-25 ページ。

10) 安田敏郎『植民地のなかの「国語学」』46-49 ページ。

11) 同上 50-51 ページ。

後、1961年に東京大を定年退官し同大名誉教授となり、早稲田大学教授となる。

時枝にとっての言語学は西洋言語学理論を輸入し、それに沿って日本語を記述するという方法を徹頭徹尾排除したところに成立している。時枝の言語学とはどこまでも日本語が中心である。研究者も「国語生活」抜きの客観的記述をすることは許されない。日本語研究者も母語の話者と同一の視線に立ち言語に内在する特徴を日本語使用者として内に体験することを前提としてはじめて記述する資格を持つというのである。この意味において時枝誠記の言語学とはどこまでも日本語を中心として考え抜かれた言語学なのである。

換言すると時枝は西洋言語学理論に立脚した国語学研究に対する不信、不満を終生持ち続けていた。それまでの通時言語学から共時言語学への転換となったソシュール言語学に対する批判をはじめ、時枝の「国語学」理論の基底は徹頭徹尾西洋言語学から国語学を擁護しかつ解放することにあつた、と言っても過言ではない。この姿勢から生まれたのが彼の「言語過程説」という言語本質論である。

「古くから日本にある、七百年來連綿と続いて來た日本在來の國語の學問を知るに及んで、私はその中にヨーロッパのそれとは全く異つた驚くべき言語觀の存在することを發見して非常に驚きもし、又喜んだのであります」¹²⁾

この西洋からの輸入言語理論に対する時枝の不信はすでに学部の卒業論文にも表れており、江戸以前の国語研究方法の基本について論じている¹³⁾。また、その論文では本居宣長をはじめ近世の国文法研究では西洋のそれとは異なった言語像があることにも触れ、これに言及することにより、西洋流の言語学を批判しているのである。これが後の論考に表れている伝統的言語觀の出発点となる。その結晶が最初の「國語学史」（岩波講座『日本文学』1932年）であり、さらにこれに加筆したのが昭和15(1940)年の『國語学史』である。また、言語過程説という学説としてまとめて最初に発表されたのが『國語学原論』（1941

12) 「最近に於ける國語問題の動向と國語学」、『日本語』四卷二号 1944年。

13) 「日本ニ於ル言語觀念ノ發達及言語研究ノ目的ト其ノ方法」1925年。

年)である。

したがって時枝の言語本質論を論じるためにはまずこの「言語過程説」の検証から始めなければならない。この学説は国語という言語の特徴を内部から記述することによって定義されなければならない、言語をそこから遊離した客観的対象としてとらえ、たとえば国家や民族のような言語外的事象として認識し記述するのは全くの誤りである、と説く。時枝の言語学研究方法論は言語を人間の外側の事象として捉える考え方を否定する。すなわち、言語とは話す、読む、書く、聞くという行為を話し手および聞き手の心的過程として認識し、この心的過程こそが主体的行為としての言語行為なのである。ここの主体的立場に立脚することのよってのみ言語の本質を理解することができるのであって研究者といえども言語現象をただ観察するだけでは言語の本質をつかむことは不可能なのである。言語研究者自身も主体的立場すなわち「国語体験」を内側に持つことが大前提となる。この説の特徴はまた、言語の規範意識、歴史意識までもが言語の本質として組み込まれてしまっていることでそこから後に言語的伝統および言語規範意識の無批判的受容と並んである意味では自家撞着的とも言える言語政策論が派生することとなる。

本稿ではこの過程説のすべてを吟味することが目的ではないので、時枝が朝鮮半島の国語政策について『國語学原論』、ならびに政策に関連して言及している他の論説を挙げながら時枝の言語政策観がいかなるものなのかを考究することとしたい。

では、時枝にとって「国語」とは何か。すなわち国語とは、「國語といふ名称を、日本語的性格を持った言語を意味すると考えたい。換言すれば國語は即ち日本語のことである」¹⁴⁾、と明快極まりない。同書ではこの点をさらに敷衍し、「日本語の或るものに特殊の価値を付与して特にこれを國語と呼ぶ時はあるが、それは狭義の國語の意味であつて、…國家が統治上標準と認める國語は、日本語の全体ではなくして、その一部である。従つて、國內のアイヌ語が國家

14) 「國語学史」1940年3ページ。

の標準的言語の外に置かれて居ると同様に、日本語の方言も亦標準的な言語とはいひ難いのである。國語政策或は國語教育の対象は常に或る選ばれた、価値的日本語である。これを狭義に於いて國語と呼ぶことが出来る」¹⁵⁾との記述からも時枝が単なる一言語としての日本語のうち「狭義の國語」という「國家の統治上認める國語」として「選ばれた、価値的日本語」を定義していることに注目しなければならない。この「価値的日本語」という視点が時枝の朝鮮半島における言語政策の基本であることに注意したい。時枝の言語本質観の特徴として挙げなければならないのは言語に対する規範意識や歴史意識までも言語の本質を構成する、というように本質論の範囲を本来言語に付随すべき事象にまで拡大させてしまった点ではなかろうか。

たとえば「価値と技術といふことは、言語に於けるもっとも本質的な要素の一」¹⁶⁾と述べる。ここでいう価値とは言語活動のなかでの話し手の規範意識であり、技術とは話し手の言語活動一般をさす。規範意識に関しては「本論の対象とする言語主體の規範意識なるものは、國語の内部に存する對系的事実の一であり」¹⁷⁾また、「規範的意識は、言語といふ資材に對する言語主體の意識ではなくして、表現行為自體である言語に於ける意識となり、それは言語成立の根元と考へられねばならないのである。極限するならば、言語主體なくして、或はその規範意識なくして言語は成立し得ないといふことになるのである」¹⁸⁾と論じている。このように言語の本質のなかに規範意識までも混入させてしまう時枝の論点は彼の言語政策思想の基本を形成する。

時枝は言語の主體的立場を強調する。これによると言語規範もあるがままに受容する以外に方法はない、との結論に達せざるを得ない。まず、『國語学原論』(1941年)の記述より引用する：

「言語に於いては、屢々素材的的確な表現を棄てても場面に合致した表現をとらうとすることがある。言語の不可欠な存在条件である場面に対する

15) 同上5ページ。

16) 『國語学原論』105ページ。

17) 「國語規範論の構想」(昭和22(1947)年)、『言語生活論』1976年37ページ所収。

18) 同39ページ。

主體の考慮を考へることは、言語の真相を把握する所以であり、又言語の社会性を明かにする足場であるといはなければならない。この様にして、聴手並に聴手を含めた場面一般に対する配慮から、方言を棄てて標準語に準拠することも行はれるのである」¹⁹⁾

ここでは「場面对する主體の考慮」とのべている。この場面とは話者の言語使用のコンテクストと理解して差し支えない。またこの箇所では「方言を捨てて標準語に準拠する」との記述があり、この標準語志向は時枝を俟つまでもなく、上田万年、保科孝一の国語観でもあった。しかし、時枝はそれをさらに一歩進め、植民地言語政策はいかにあるべきか、に言及することとなる。これは植民地における言語政策を進める上での重要なポイントである。すなわち、この「方言」、「標準語」という語をそれぞれ「朝鮮語」、「国語」と置き換えてみると、朝鮮語に対してどのように向き合うべきかに関して時枝の言語観がどのような方向にあるかが理解できるのである。また、『國語の特質』においては次のように述べている²⁰⁾：

「國語の特質は國語の話手である日本民族の民族精神に由来するものであるといふことができる。歴史的的思想の大變革があつた場合、國語が異民族によつて語られる等の場合に、國語に變動を來たすことがあるのは、話手の性格や教養や伝統が相異なるからであつて、若し國語の伝統を保持しようとするならば、言語主体である話手そのものの言語表現に対する態度についてこれを匡正し、指導する必要がある…。これを譬へれば、禮儀作法の根本が、その形式にあるのではなくして、對人的な尊敬の心構へにあるに齊しい。凡て右の如き觀察は、言語を言語主體の表現過程と考へる言語過程觀に立つて始めて可能なのである」

時枝はあくまでも言語内在的に日本語の特質を説明しようとしてきたはずである。また、ここで「日本語」と言わずにあえて「國語」と表現していること

19) 『國語学原論』139ページ。

20) 「國語の特質」(初出：『國語文化講座』卷二 朝日新聞社 1941年)、『言語生活論』所収4ページ。

に注意しなければならない。ここではじめて「國語の本質が何よりもその主体である日本民族の性格に規定されるものであることは見易い道理」（同上）と國語の本質が言語外事実により規定されると述べているが、これは言語一般ではなく、国の言葉としての國語であるからこの記述自体には論理的整合性は認めることはできる。

ところで朝鮮総督府は「國語普及運動綱領」を1942年5月5日に発表している。この綱領をもとに「國語」のより徹底した普及を目指し、官公庁をはじめ、各種団体に対して國語常用をより徹底させ、公立学校で國語講習会を開き、学校を中心として児童生徒をはじめ一般人も國語を話すように仕向けることに躍起になっていた。

この動きに呼応するように時枝も朝鮮半島における國語政策により積極的にかかわっていく。しかし一方で「日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし」²¹⁾とする上田万年の國語観を批判する。しかしこの「國民の精神的血液」とする國語観では「異語民族である朝鮮人に對して國語を普及させねばならない理由の一半は失はなければならない。何となれば、朝鮮人にとつては朝鮮語は母の言語であり、生活の言語であり、又精神的血液でもあり得る」²²⁾から國語を朝鮮人にまで普及する論理とはならない。これと並行してこの精神的血液である朝鮮人の母語に対してそれを「封殺するにとどまるならば…、朝鮮人に對する親切な、そして又我が國家的經營に對して真摯な態度とはいふことができないであらう」²³⁾との認識を持っていた。しかしながら、である。これと同時に、

「方言や朝鮮語に對して國語の優位を認めなければならないのは、その根本に遡れば近代の國家形態に基くものといはなければならない。ここから我々は又大東亞共榮圈に於ける日本語の優位といふものを考へる緒が開かれるのである」²⁴⁾

21) 「國語と國家と」（『國語のため』1895年、明治文学全集44所収110ページ）

22) 「朝鮮に於ける國語政策及び國語教育の将来」、『日本語』二卷八号1942年59ページ。

23) 同上。

とも述べ、同じ論文の中であるにもかかわらず論旨が矛盾している。また、ここでは「國家的立場」、「國家的見地」、「標準語教育」、「國語教育」、「國語の優位」、「國家の言語」など時枝の言う「言語主体」を超越した国家という基準がいわば絶対的に君臨している。

さらに、「國語は母の言語として尊敬愛護に値するのではなく、実に國家の言語として我々に与えられるのである」²⁵⁾とも述べまた、「春を待つて草木が芽生えるやうに、喜々として國語を楽しむやうに導くことによつて始めて眞の國語教育が達成せられる」²⁶⁾と述べ、これらの論述は「言語過程性」に内在する論理ではあるものの、これが同時にことばによる覇権の獲得を隠蔽する論理として機能し始めることも無視することはできない。

この「國語」とは時枝にとっては方言的特徴を止揚した標準語の意味であり、この標準語こそが國家的見地から優位に立つべき言語であるがゆえに国民の言語、國家の言語なのである。ここで思い出さなければならないのはすでにふれたように『國語学原論』のなかの、「場面一般に対する顧慮から、方言を捨てて標準語に準拠するといふことも行はれるのである」²⁷⁾との記述であり、後述するように「朝鮮語を捨て」て國語に切り替えるべき、との論旨と同一である。これが時枝の言う「國語の母語化」の内容である。

安田敏郎によると時枝自身の著作目録からも漏れていた論文『朝鮮に於ける國語—実践及び研究の諸相』（『國民文学』三卷一号所収 1943年1月）に以下のような論述がある。

「…私の結論を卒直に述べるならば、半島人は須く朝鮮語を捨てて國語に帰すべきであると思ふ。國語を母語とし、國語常用者としての言語生活を目標として進むべきであると思ふ。今日に於ける朝鮮語の現状は、古くは漢語漢字の圧倒的な勢力と、近代に於ける國語との接触のために甚しき混乱と不統一に陥り、半島人の言語生活は必ずしも幸福であるとはいひ得

24) 同上 60 ページ。

25) 同上 60 ページ。

26) 同上 62 ページ。

27) 『國語学原論』1941年、脚注 19 参照。

ない。この現状を脱却する唯一の道は國語によつて半島の言語生活を統一する外に道はない。韓國併合といふ歴史的な一大事實は、正にこれを言語生活にまで及ぼすことによつて完成せられるのである。國語統一といふことは統一國家の一の象徴といはなければならないが、國語への統一といふことは、半島人にいつてはもつとも内面的又精神的な一の福利である。二重言語生活を脱却して、単一の國語生活に帰着せしめるといふことは、朝鮮統治の半島人に与へる如何なる福利にも劣るべきものではない。國語を母語化するといふことは、それこそ一朝一夕に成就し得ることではないが朝鮮に於ける國語教育に關与するものは齊しくこの理想に向かつて邁進すべきであると思ふ」²⁸⁾

さらに次のようにも述べる。

「半島人が國語に対する気持ちで最も欠けているものは、恐らく國語に対する親愛の情であらうと思ふ。それは未だ半島人にとつては國語が母語となつていないこと、従つて、國語を通じて母の慈愛や友人の信義を感得する機会に恵まれていないことである」²⁹⁾

既述の「場面一般に対する配慮から方言を捨てて標準語に準拠する」と同一の論法で、朝鮮の人に対して言語切り替えを迫るこの論文は朝鮮総督府からの外圧がかかったか結果、あるいは総督府への配慮との憶測もできなくはない。しかし、時枝の思考法そのもののなかにそれを正当化する論法が内在していたのはすでに見たとおりである。外圧、配慮の有無というような事実関係を追つてみてもあまり生産的ではないのではないか。

これらの論法自体は支配する側の論理として、是非はともかく完結していると言える。他方、その影響を被る朝鮮半島の人々に対する配慮はこれらの文面から微塵も感ぜられないことは今さら指摘することではない。だが、時枝が言う「言語主體」という概念を言語行為の基底に位置づけ、展開させれば時枝自身も「國家」という言語外の概念に必要以上に翻弄させられなかったのではな

28) 12 ページ。

29) 同 13 ページ。

いか。このように日本人の側からのみ発せられた「言語主體」は独善的と言わざるを得ず、それを時枝自身が越えることができなかつたからこそ、以下に示すようなその政策を被る側の反応は至極当然である。

「当時近代化というのは歴史的必然であつたわけですが、それがイコール日本化であつたことから、朝鮮においては反日ナショナリズムから反近代化に向かわざるをえませんでした。(中略)日本の場合は、近代化ナショナリズムの高揚の下で進めたと言えるでしょう。西洋とはほとんど対等の位置を占めるようになり、アジアに対しては優位を占めていく。これが近代日本のナショナリズムが成功していった構図というものでしょう。

ここで考えざるを得ないことは、伝統や慣習や信念、思想の放棄を要求した、無茶としかいいようのない、日本の朝鮮に対する政策についてです。それはやがて1930年代の『皇民化』、神社参拝の強要、そして朝鮮語使用の禁止などなっていますね。私は世代的に、この時代を体験していますが、政治的支配や経済的支配よりもつらいのが、心あるいは考えを変えること、いわゆる変節を迫られることです。これまでの自分の信仰や文化を棄てることは、ほんとうにむづかしいです。同化政策とか皇民化とかは、このようなつらいことを要求したものです³⁰⁾

かかる政策を強いた結果それでは「国語」はどの程度普及したのであろうか。1921年の時点での朝鮮総督府学務局による以下のような報告を見ることが出来る。ただし、この数字がどの程度実態を反映しているのか明らかではない³¹⁾。

普通会話二差支ナキ者	男性 0.596%	女性 0.049%
稍解シ得る者	男性 1.200%	女性 0.185%

30) 池明観『ものがたり 朝鮮の歴史』1998年 311-312ページ。

31) 『国語普及の状況』朝鮮総督府学務局 1921年、渡部学・阿部洋編 『日本植民地教育政策史料集成』第16巻 1987年所収。

3. 結語に換えて

時枝に関する論考は今までも多数あるにもかかわらず、いまごろなぜ取り上げるのかについては先に述べた。日韓併合以来、日本語話者にとっての日常語でもある「国語」という概念のもとで過去に何が行われたかについては予想外に論議の対象となることは少なくその結果当然なことながら終戦に至るまでの日本が植民地において施行した国語政策に関してその功罪を問うこともなされてこなかった。しかしこの100年目という年を迎えてこの国語政策を回顧することは無意味ではあるまい。時枝に限らず戦時体制下で自由に論考を発表できなかったのは理解できる。しかしそれを考慮に入れたとしても、今日に至るまで国語学研究という分野が外界に向けて閉ざされているかどうかはともかく、植民地下の言語政策に関して自己批判的な論考はきわめて少ない、と言わざるを得ない。

「考へてみれば、今迄の國文学は人間について考へるよりも、まづ國家について考へようとした。それも國家の優秀性をのみ述べようとした。個人について考へるよりも國民について考へようとした。それも國民性の美點をのみ述べた。しかし、明かに國家は國民の爲にあるのであり、國民たることは個人としての福祉を保證するためである。再び個人の尊嚴が回復されねばならない。人々はまづ人間であるのだ。かくして國文学も亦、國家の優秀性を絶叫したり、國民性の美點をのみ説きたてるよりも、まづ人間について省み、人間について語らねばなるまい」³²⁾

このような発言はまれであった。国語を日本語と言い換えてみても、過去の事実に変更があるわけではない。言語政策により被った苦痛については被害国からではなく、それを与えた側から語られなければならない。今という時点に立って過去を断罪するのは卑劣である、また当時としても時流というものがあり、それを今日の視点から批判することはできない、との論調がある。たしか

32) 井本農一「國文学の新道」(『国語と国文学』昭和21年3月号40ページ)。

に、時代時代により視点は移動する。しかし、これは言い逃れである。戦争行為にしても選択の余地はあった。複数の可能性の中から日本は戦争、という道を選択したことは争えない。過去の清算、という行為は事後でなければ不可能ではないか。従って今日という時点において過去を振り返り、それを単に批判する、というのではなく、過去の出来事を共有することから始めなければならない。過去の事実を検証して記録しこれを日本と韓国とで可能な限り共有すること、これを筆者は「言語責任」として位置づけたい。戦争責任の下位区分のひとつとしてこれを提唱する。この「言語責任」はしかし加害者側から発信することにより大きな意味がある。被害を被った韓国、朝鮮の側からの責任の追及があることは自明であろう。「言語責任」を俟つまでもないのであるが、この当地の人々の精神的苦痛こそわれわれが日常用いている「国語」の前史であることを日本人として記憶の彼方に追いやってはならない。それゆえにこそ、精神的苦痛を与えた側から提唱することにより大きな意味がある、と考えたい。

この際、かかる強制はなかった、とするいわゆる保守派の立場からの反論も当然予想できる。この見解に従うならば過去のすべての戦闘行為に関して、それは歴史的必然性であり、ないしは不可抗力である、ということになり、また日韓併合に関して言うならば、この併合は合意のもとに行われたばかりでなく、大韓帝国にとってもそれは歓迎すべきことであった、とする解釈さえも許容する。しかし、これがいかに粗雑かつ事実にそぐわない恣意的な歪曲であるかは多少なりとも資料を紐解けば理解できることである。歴史的現象はそれを顧みるならばすべてが不可避、必然性の連続であったかのように見えるであろう。しかし、歴史とは自然の法則に従ったものでは決してなく、どこまでも複数の可能性のある選択肢の中から人間が主体的に選択した結果の連続線にすぎない。自然現象のごとく不可避、という判定はできないはずである。

したがって、過去の戦争の必然性を根拠にして後世の視点から過去の責任に対して弁明したり、また過去の行為を正当化をすることがいかに「非人間的」であるかを認識しなければならない。歴史の主体はどこまでも人間が行った意思決定であることを忘れてはならない。

たしかに、過去の史実の認識に関しては複数の異説を排除すべきではないのは自明である。しかしながら、日本の立場を正当化ないしは擁護するあまり、史実を歪めた史観を支持することは逆に自らを貶めることに繋がることを認識しなければなるまい。

次に「言語責任」という区分を設けて具体的に何をするのかについて私見を述べる。過去の戦争一般についても言えることではあるが、日本は被害国に対しての責任行使について及び腰である。すでに述べたとおり、他方過去を正当化する論理が巷にあふれているのも事実である。「言語責任」とは過去の戦争に対する政治的決着ではない。

筆者が日本人として提唱すべき「言語責任」の中身とは以下のとおりである。

1. 過去の事実関係を資料に基づいて可能な限り客観的に認識する、
2. 直接の国語教育強制体験者はすでに高齢化していることもあり、早急に原体験を聞き込み調査することにより記録として残す。ただ、この場合、過去の個人的領域に踏む込むだけでなく、体験者の古傷に触れることにもなるので、韓国側の理解と協力が欠かせない、
3. 政治的利害はゼロではないにせよ、可能な限り過去の記録文書の解読、解釈を共同作業として執り行う、
4. 過去の記録、記憶を可能な限り次世代への語り継ぐ方法を樹立させる、これらを柱として韓国、日本の共同作業を実施する。そしてこれにより、過去に対する認識を可能な限り共有することを目指すための礎とする。